

大台町国民保護計画

大 台 町

平成30年8月

目 次

第 1 編 総 論	1
第 1 章 町の責務、計画の目的、構成、用語の定義等	1
第 2 章 国民保護措置に関する基本方針	5
第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱等	7
第 4 章 町の地理的、社会的特徴	9
第 5 章 町国民保護計画が対象とする事態	15
第 6 章 町地域防災計画との関係	19
第 2 編 平素からの備えや予防	20
第 1 章 組織・体制の整備等	20
第 1 町における組織・体制の整備	20
第 2 関係機関との連携体制の整備	25
第 3 通信の確保	28
第 4 情報収集、提供等の体制整備	30
第 5 研修及び訓練	37
第 2 章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	39
第 3 章 物資及び資材の備蓄及び整備	43
第 4 章 国民保護に関する啓発	45
第 3 編 武力攻撃事態等への対処	46
第 1 章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	46
第 2 章 町対策本部の設置等	49
第 3 章 関係機関相互の連携	55
第 4 章 警報及び避難の指示等	59
第 1 警報の伝達等	59
第 2 避難住民の誘導等	62
第 5 章 救援	68
第 6 章 安否情報の収集・提供	70
第 7 章 武力攻撃災害への対処	77
第 1 武力攻撃災害への対処	77
第 2 応急措置等	78
第 3 生活関連等施設における災害への対処等	83
第 4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃（核、生物、化学兵器）による災害への対処等	85
第 5 大規模集客施設等における武力攻撃災害への対処	90
第 8 章 被災情報の収集及び報告	92
第 9 章 保健衛生の確保その他の措置	94
第 10 章 国民生活の安定に関する措置	96

第 11 章 特殊標章等の交付及び管理.....	97
第 4 編 復旧等	99
第 1 章 応急の復旧	99
第 2 章 武力攻撃災害の復旧.....	100
第 3 章 国民保護措置に要した費用の支弁等	101
第 5 編 緊急対処事態への対処	102

第1編 総 論

第1章 町の責務、計画の目的、構成、用語の定義等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の目的

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号以下「法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、大台町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、町内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の目的

町は、その責務にかんがみ、法第35条第1項の規定に基づき、町国民保護計画を作成するものであり、武力攻撃、大規模テロ等から国民の生命、身体及び財産を守るため、国民の避難、救援、武力攻撃に伴う被害を最小化する等の対策を的確かつ迅速に実施することを目的として作成するものである。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、町内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ・ 町内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ・ 町が実施する国民保護措置に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ・ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ・ その他、町長が必要と認める事項

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、大台町国民保護協議会（以下「町国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

4 用語の定義

表 1-1 用語の定義

用 語 等	定 義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
事態対策本部	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第10条第1項により設置される組織であり、対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進する。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出及びその他の人的又は物的災害
国民保護措置	武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力

	攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明確な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む）で、国家として緊急に対処することが必要なもの
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針
基本指針	政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める国民保護業務計画の基本となるもの
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき定める計画
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民保護措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会
指定行政機関	対処措置を実施する国の行政機関のうち中央行政機関。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、 スポーツ庁 、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び 防衛装備庁
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信及びその他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣告示で指定されたもの
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局及びその他の国の地方行政機関
指定地方公共機関	都道府県内において電気、ガス、輸送、通信、医療及びその他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定したもの
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める計画
避難実施要領	避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物等の取扱所等国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織

第 1 編 総論

安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報
避難行動要支援者	災害の発生及び危機が迫っていることの認知、安全な場所に避難すること、避難先での生活を続けること等に大きな困難が生じる人々であり、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人、旅行者等を指す。
治安出動	内閣総理大臣が、一般の警察力では治安を維持することができないと認める場合又は都道府県知事からの出動の要請があつてかつ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合に命じる自衛隊の出動
防衛出動	内閣総理大臣が、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するために必要があると認める場合に命じる自衛隊の出動

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実及び活性化並びにボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人及び旅行者その他避難行動要支援者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

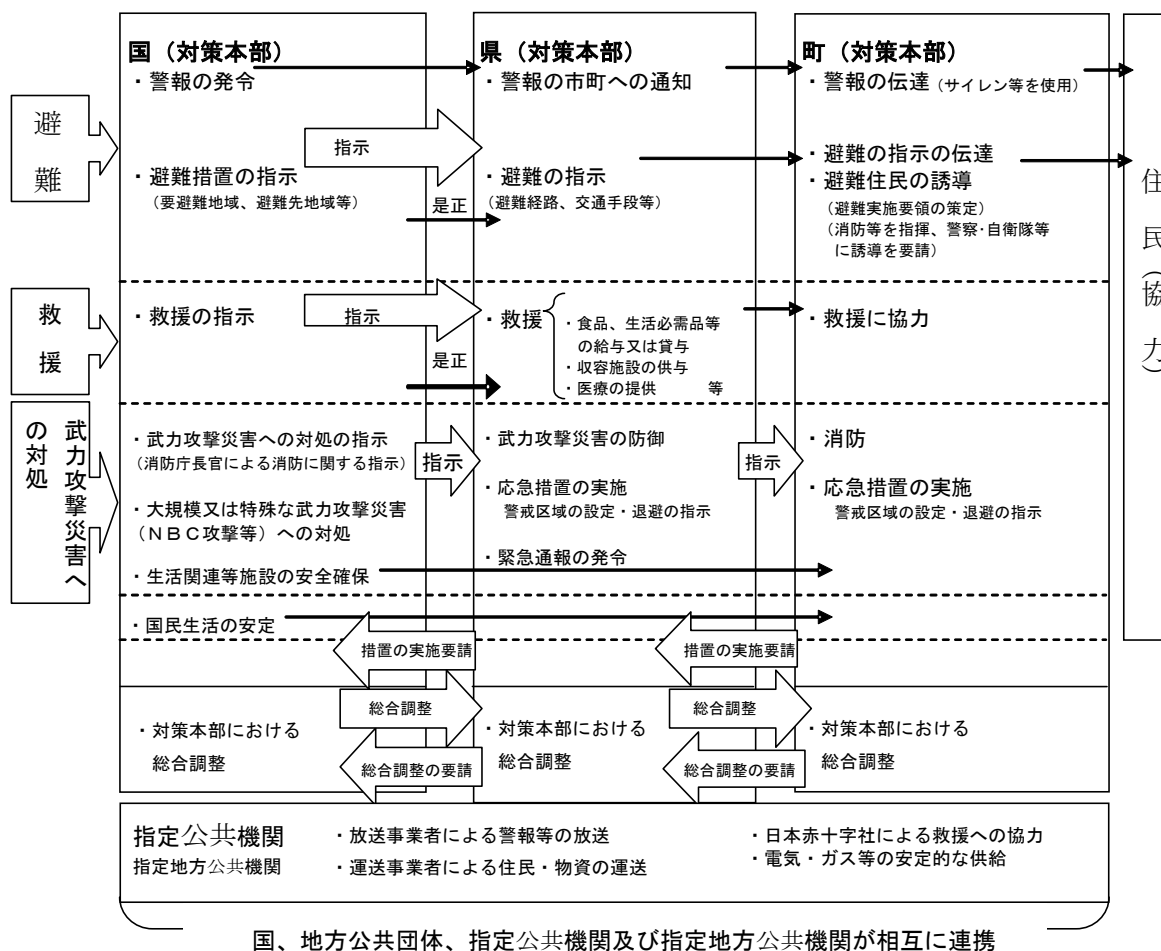
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、県、町等における、それぞれの国民保護措置の仕組みは、次のとおりである。

図 1-1 国民保護措置の全体の仕組み



国民保護措置については、町は、次に掲げる業務を処理する。

表 1-2 町の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置及び運営 3 国民保護対策本部並びに緊急対処事態対策本部の設置及び運営 4 組織の整備及び訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施

	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
--	--

第4章 町の地理的、社会的特徴

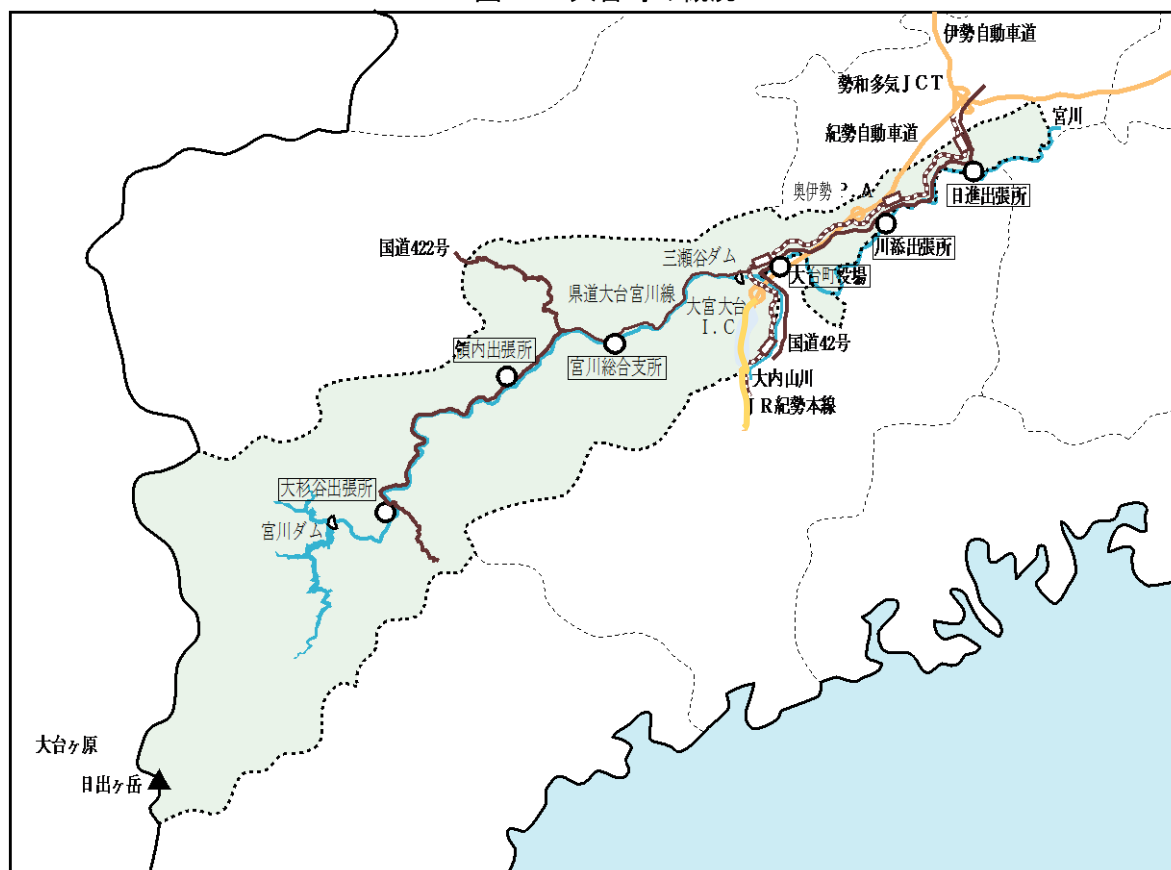
町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

本町は、三重県の中南勢地域の南西部に位置し、北は松阪市、多気町、東は度会町に、南は大紀町、紀北町、西は奈良県川上村、北北山村に隣接している。面積は362.94平方キロメートルで、その90パーセント以上を山林が占め、県内の町では最大の規模を有している。

また、大台ヶ原を源とする一級河川・宮川が町の西から東に流れている。町の西部・宮川上流域は、四方を1,000m級の山々に囲まれた急峻な地域で、兩岸の山峡の合間に集落と耕地が点在する純山村となっている。そのため、主要道路が不通となった場合には孤立する地域も発生する。

図 1-2 大台町の概況



(2) 気候

気候は比較的温暖な南海型気候区に属し、過去10年間の年間平均気温は15.5℃になっているが、冬季は最低気温が氷点下になることもある。年間降水量は、平均2,917mm(過去10年間の平均)で、宮川上流域では年間5,000mm近くに達することもある。(月別平均気温、降雨量等のグラフ)

表 1-3 年間総降雨量及び平均気温

区 分 \ 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
降水量 (mm)	2,119	2,393	2,454	2,604	4,955	3,548
平均気温 (℃)	15.3	15.1	15.3	15.6	15.2	14.8

平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平 均
2,414	2,870	3,622	2,189	2,917
15.5	15.5	16.2	16.5	15.5

(資料：宮川ダム管理事務所)

(3) 人口分布

本町の人口は、次ページの表に示すとおり、昭和40年以降減り続け、平成27年には9,557人、昭和40年の37.5%減となり、過疎化が深刻な状況にある。

特に、年少人口(0～14歳)は、昭和40年は総人口(15,279人)の27.5%を占める4,197人であったが、昭和60年には2,344人(同18.0%)、平成27年には987人(同10.9%)と、50年間で76.5%の激減となっている。

一方、65歳以上の高齢者は、昭和40年は1,262人(総人口の7.3%)であったが、昭和60年2,395人(同18.5%)、平成27年には3,797人(同39.7%)と、年少人口とは逆に、この50年間で300%増の、典型的な少子高齢化の進展を示している。

表 1-4 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数 (人)	実数 (人)	増加率 (%)	実数 (人)	増加率 (%)	実数 (人)	増加率 (%)	実数 (人)	増加率 (%)
総 数	17,399	15,279	-12.2	13,754	-10.0	13,383	-2.7	13,172	-1.6
0 歳～14 歳	5,586	4,197	-24.9	3,207	-23.6	2,777	-13.4	2,559	-7.9
15 歳～64 歳	10,551	9,671	-8.3	8,926	-7.7	8,681	-2.7	8,420	-3.0
うち 15 歳～29 歳 (a)	3,573	2,919	-18.3	2,536	-13.1	2,353	-7.2	2,068	-12.1
65 歳以上(b)	1,262	1,411	11.8	1,621	14.9	1,925	18.8	2,193	13.9
若年者比率 [(a) / 総数]	% 20.5	% 19.1		% 18.4		% 17.6		% 15.7	
高齢者比率 [(b) / 総数]	% 7.3	% 9.2		% 11.8		% 14.4		% 16.7	

表 1-4 人口の推移（国勢調査）（前ページの続き）

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実 数 (人)	増加率 (%)	実 数 (人)	増加率 (%)	実 数 (人)	増加率 (%)	実 数 (人)	増加率 (%)
総 数	12,982	-1.4	12,144	-6.5	11,758	-3.2	11,399	-3.1
0 歳～14 歳	2,334	-8.8	1,868	-20.0	1,573	-15.8	1,379	-12.3
15 歳～64 歳	8,253	-2.0	7,617	-7.7	6,999	-8.1	7,934	13.4
うち 15 歳～29 歳 (a)	1,952	-5.6	1,725	-11.6	1,679	-2.7	1,660	-11.3
65 歳以上 (b)	2,395	9.2	2,659	11.0	3,186	19.8	3,465	8.8
若年者比率 [(a) / 総数]	% 15.0		% 14.2		% 14.3		% 14.6	
高齢者比率 [(b) / 総数]	% 18.5		% 21.9		% 27.1		% 30.4	

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実 数 (人)	増加率 (%)	実 数 (人)	増加率 (%)	実 数 (人)	増加率 (%)
総 数	11,099	-2.6	10,416	-6.2	9,557	-8.2
0 歳～14 歳	1,290	-6.5	1,170	-9.3	987	-15.6
15 歳～64 歳	6,147	-22.5	5,552	-9.7	4,765	-14.2
うち 15 歳～29 歳 (a)	1,486	-10.5	1,232	-17.1	1,044	-15.3
65 歳以上 (b)	3,662	5.7	3,689	0.7	3,797	2.9
若年者比率 [(a) / 総数]	% 13.4		% 11.8		% 10.9	
高齢者比率 [(b) / 総数]	% 33.0		% 35.4		% 39.7	

(資料：企画課調べ)

表 1-5 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 16 年 3 月 31 日		平成 22 年 3 月 31 日		平成 28 年 3 月 31 日		増減率 (%)
	実 数 (人)	構成比 (%)	実 数 (人)	構成比 (%)	実 数 (人)	構成比 (%)	実 数 (人)	構成比 (%)	
総数	11,606	—	11,371	—	10,650	—	9,840	—	-15.2
男	5,437	46.8	5,366	47.2	5,009	47.0	4,639	47.1	-14.7
女	6,169	53.2	6,005	52.8	5,641	53.0	5,201	52.9	-15.7

(資料：住民課調べ)

(4) 道路の位置等

町を東西に縦貫する一級河川宮川の両岸に国道、県道、町道が平行して走り、これを 24 の橋が結び道路網を構成している。

紀勢自動車道が尾鷲市まで開通され、名古屋・京阪神方面からのアクセスが向上した。

国道 42 号は紀伊半島を周遊する国道であり、活魚・鮮魚の輸送道路として交通量も多い。また、国道 422 号は関西方面への玄関口となっている。

地域住民の重要な生活道路でもある県道相鹿瀬大台線の柳原地区から新田地区における拡幅改良が完成し利便性が向上した。

県道相鹿瀬大台線において、拡幅改良の整備が、柳原地区から新田地区に向けて完成した。

県道大台宮川線のバイパス整備は小切畑地区から江原橋まで供用開始され、国道 422 号に至る同路線天ヶ瀬地内については一部工事が進められているが、早期整備をめざし地元住民と協議が行われている。

表 1-6 道路整備状況

平成 28 年 3 月 31 日現在

路線等名		総延長 (m)	供用区間 (m)	道路通行不能 区間 (m)	路線数 (本)
国道	42号	14,366	14,366	—	1
	422号	31,717	26,349	5,368	1
	計	46,083	40,715	5,368	2
県道	大台宮川線	10,935	10,935	—	1
	伊勢大宮線	906	906	—	1
	大台ヶ原線	15,179	15,179	0	1
	南島大宮大台線	340	340	—	1
	大宮宮川線	8,587	8,587	0	1
	佐原勢和松阪線	4,087	2,237	1,850	1
	栃原停車場線	193	193	—	1
	滝原停車場滝原線	185	185	—	1
	大杉谷海山線	9,692	9,692	0	1
	相鹿瀬大台線	4,436	4,436	—	1
	飯南三瀬谷停車場線	3,999	3,999	—	1
	新田野原線	1,083	1,083	—	1
	川合大宮線	6,163	6,163	0	1
	打見大台線	1,281	1,281	0	1
	檜原大内山線	3,649	50	3,599	1
	高奈上三瀬線	7,350	7,350	0	1
	計	78,065	72,616	5,449	16
町道	1 級 路 線	43,247	39,771	3,476	30
	2 級 路 線	22,056	19,056	3,000	21
	そ の 他 路 線	191,857	189,655	2,202	801
	計	257,160	248,482	8,678	852
農 道		25,474	—	—	164

(資料：建設課調べ)

(5) 鉄道等

鉄道は、J R 東海紀勢本線の 4 箇所の駅が存在するが、全て無人駅であり、災害時の避難等緊急事態に対応するためには、J R との密接な情報連携が必要と考える。

(6) 宮川ダム・三瀬谷ダム

本町には、宮川ダム、三瀬谷ダム 2 箇所のダムが存在する。有事の際にはダムの下流域に及ぼす影響が甚大と考えられる。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

表 1-7 対象とする武力攻撃事態

	定 義	特 徴 ・ 留 意 点 等
着上陸 侵 攻	・ 侵攻国が侵攻正面において、海上又は航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊等を上陸又は着陸させて、侵攻すること	・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともにその期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶及び戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ・ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、それに先立ち航空機及び弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 ・ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナート等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 ・ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。
ゲリラ 及び 特殊 部隊 による 攻 撃	・ ゲリラ及び特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊及び人員に対する攻撃が行われるもの並びに正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺及び中枢機関への攻撃が行われるもの	・ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の中核、鉄道、橋りょう、ダム等に対する注意が必要である。 ・ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた汚い爆弾。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。 ・ ゲリラ及び特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町（消防機関を含む。）並びに県及び県警察は、海上保安部及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町長又は知事の退避

		の指示等時宜に応じた措置を行うことが必要である。
弾道ミサイル攻撃	・弾道ミサイルによる攻撃をいい、長距離にある目標を攻撃することが可能であり、大量破壊兵器（核、生物及び化学兵器）を搭載して攻撃することも可能	・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ・通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され、家屋施設等の破壊及び火災等が考えられる。 ・弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、的確かつ迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難及び消火活動が中心となる。
航空攻撃	・重要な施設の破壊等を目的として、航空機に搭載したミサイル等により急襲的に行われる攻撃	・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ・なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われる可能性がある。 ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 ・攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保及び武力攻撃災害の発生並びに拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急処理事態

町国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	特 徴 ・ 留 意 点 等
・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
・危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞並びに海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
・ダム破壊	・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大なものとなる。

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	特 徴 ・ 留 意 点 等
・ 大規模集客施設等（レジャー施設、テーマパーク等）の爆破 ・ 主要駅等の爆破 ・ 列車等の爆破	・ 大規模集客施設、主要駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事 態 例	特 徴 ・ 留 意 点 等	
・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・ 水源地に対する毒素等の混入	放射性物質等	・ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。 ・ ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・ ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
	生物剤による攻撃	・ 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・ 生物剤による被害は使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
	化学剤による攻撃	・ 化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事 態 例	特 徴 ・ 留 意 点 等
・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・ 弾道ミサイル等の飛来	・ 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ・ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ・ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。

第6章 町地域防災計画との関係

1 対象とする事態の相違

町国民保護計画は、基本指針において想定されている前章で示した武力攻撃事態等に対処するためのものである。

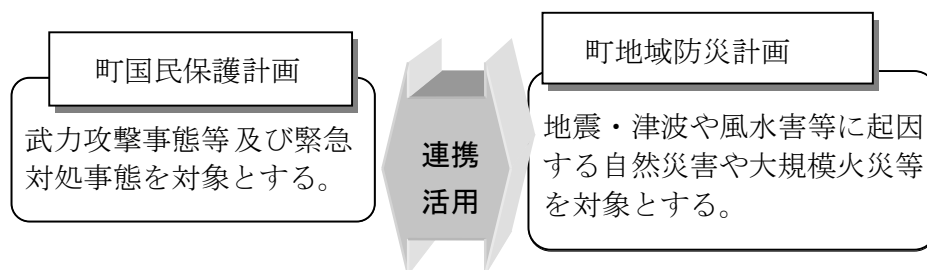
これに対し、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき作成されている大台町地域防災計画(以下「町地域防災計画」という。)は、災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害に対処するものである。

2 町地域防災計画の活用

前項に示すように町国民保護計画と町地域防災計画では、法体系及び災害の発生原因は異なるものの、その災害の状態及び災害への対処には類似性がある。

また、町地域防災計画に基づく防災のための体制、物資、資機材等について共通するものが多いことから、相互に連携し、活用する。

図 1-1 地域防災計画との関係



第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 町の各課・室等における平素の業務

町の各課・室等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

表 2-1 町の各課室における平素の業務

部局名	平素の業務
総務課 町民室	・ 国民保護協議会の運営に関すること ・ 町国民保護対策本部に関すること ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 物資及び資材の備蓄等に関すること ・ 国民保護措置についての訓練に関すること ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること ・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・ マスコミ情報提供、連絡調整に関すること ・ その他広報に関すること ・ 職員の配置とその他人事に関すること ・ 公用車の配車に関すること ・ 被害状況の調査及び報告に関すること ・ 町民の避難誘導に関すること ・ 避難施設の設置、運営体制の整備に関すること ・ 避難所における生活必需品の調達に関すること ・ 水防に関すること
町民福祉課	・ 死体の安置に関すること ・ 死亡獣畜等の処理に関すること
町民福祉課 健康ほけん課	・ 避難所における生活必需品の調達に関すること ・ 救援団体との連携に関すること ・ 高齢者、障がい者、その他避難行動要支援者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・ 避難行動要支援者の避難誘導に関すること ・ 医師会、医療機関等との調整応援依頼に関すること ・ ボランティアに関すること ・ 生活相談援助に関すること ・ 保育対策に関すること ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること
生活環境課	・ 廃棄物処理に関すること ・ し尿処理に関すること ・ 上下水道の復旧に関すること

	・給水対策に関すること
建設課	・道路等の復旧に関すること ・公共土木の施設の被害調査及び復旧に関すること ・緊急輸送路の確保に関すること
産業課 産業室	・死亡獣畜等の処理に関すること ・農地等の復旧に関すること ・商工業の被害調査に関すること ・観光施設の被害調査及び復旧に関すること ・観光客の避難誘導に関すること ・商工労働施設の被害調査及び復旧に関すること
税務課	・国民保護法に基づく土地、家屋の使用に関すること
教育委員会	・児童生徒に対する支援体制の整備及び啓発に関すること ・児童生徒の避難誘導に関すること
議会事務局	・町議会議員との連絡調整に関すること
各出張所	・避難所の管理等に関すること
報徳診療所	・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること ・応急救護に関すること ・他の病院への応援依頼に関すること ・松阪医師会等との連絡調整に関すること ・医療材料の調達及び供給に関すること

※ 国民保護に関する業務の総括、各課・室間の調整、企画立案等については、国民保護担当課が行う。

2 町職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

表 2-2 町の配備体制

体 制	参集基準
①初動体制	事態の情報収集等が必要な場合で、速やかに情報を発信できる体制。状況に応じ緊急事態対策室体制に移れる準備体制
②緊急事態対策室体制	相当の被害が発生することが予想され、又は発生した場合に所掌する応急対策を迅速勝つ的確におこなうことができる体制
③国民保護対策本部体制	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合に、町の総力を挙げて国民保護措置を実施することができる体制

表 2-3 事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	町の全課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	町の全課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合	町の全課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 ①
		町の全課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合） ②
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長である町長に事故があった場合には副町長、教育長の順に指揮を執る。

(6) 職員の服務基準

町は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ・ 交代要員の確保その他職員の配置

- ・ 食料、燃料等の備蓄
- ・ 自家発電設備の確保
- ・ 仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

町長は、消防事務を紀勢地区広域消防組合で共同処理していることから、消防本部及び消防署が、消防本部、消防署における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるよう紀勢地区広域消防組合の管理者に要請する。その際、町は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、消防機関、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

表 2-4 国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

項 目	救 済 内 容
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項、第 5 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1 項、第 3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、第 175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条、第 175 条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、大台町文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるよう留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、避難及び救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 町国民保護計画の県への協議

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

町は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する情報を把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けること、防災に関し締結されている「三重県市町災害応援協定」等の市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のNBC（「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（科学）の総称）対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、町内において事業を営む指定公共機関等との緊密な連携を図る。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換及び訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、町内の事業所における防災対策への取組を活用した国民保護への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織

等相互間、消防団との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進する。

(2) 地域における自主防災組織の活動環境の整備

町は、自主防災組織相互間、消防団等との間の連携が図られるよう配慮するとともに、地域で一体となった避難行動要支援者への支援体制が整えられるよう、その活動環境の整備を図る。

(3) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社三重県支部、県社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、通信体制の整備等について定める。

(1) 通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、通信体制の整備及び重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等との連携に十分配慮する。

(2) 通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 通信体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供並びに、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営、管理、整備等を行う。

表 2-5 通信体制の整備に当たっての留意事項

施設・設備面	・武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、消防防災無線等を中心に、総合行政ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。
	・通信設備等の情報通信手段の施設について、通信の取扱い及び機器の操作の習熟を含めた管理並びに運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達の手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備及び拡充の推進並びに相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間及び休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集及び連携体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練を実施する。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件、交通事情等を想定し、実施時間、電源の確保等の条件を設定した上で訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

	・無線通信系の通信輻輳時の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信、防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割及び責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し避難行動要支援者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4 情報収集、提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集及び報告、安否情報の収集及び整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集及び提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況及び被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、連絡員・区長会、民生・児童委員、社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、避難行動要支援者に対する警報の伝達に配慮するものとする。

(2) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）の整備

町は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J－ALERT）を整備する。

(3) 県警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる町内に所在する学校、病院、駅、事業所、大規模集客施設等その他の多数の者が利用する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて、県に報告する。

ただし、やむを得ない場合は町長が適当と認める方法によることができる。

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、県の安否情報収集体制（担当の配置、収集方法、収集先等）の確認を行う。

なお、安否情報は極めて重要な個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについて十分留意すべきことを平素より職員に周知徹底し、必要な研修及び訓練を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、把握する。

4 被災情報の収集及び報告に必要な準備

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集及び連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集及び連絡に当たる担当者に対し、情報収集及び

連絡に対する正確性の確保等の必要な知識及び理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

表 2-6 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

表 2-7 安否情報収集様式（死亡住民）

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の該当者は、配偶者または直近の直系親族を原則とします。

表 2-8 安否情報報告書

様式第3号(第2条関係)

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名:

担当者名

[illegible]

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況を」記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭は希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

表 2-9 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
平成 年 月 日 時 分 大 台 町							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 平成 年 月 日							
(2) 発生場所 大台町 番地							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
地区名等	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

地区名等	年月日	性別	年齢	概 況

第5 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、国、県等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員に対する研修等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察等の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

(4) 消防団及び自主防災組織に対する研修等

町は、県と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材を活用するなど多様な方法による研修を行う。

2 訓練

(1) 町における訓練の実施

町は、国、県、近隣市町等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防機関、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人、物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- ② 警報及び避難の指示等の内容の伝達訓練並びに被災情報及び安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者及び障がい者その他避難行動要支援者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 町は、自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 町は、県と連携し、学校、病院、駅、事業所、大規模集客施設等その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災、地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

- ・ 町の地図
- ・ 町内の道路網のリスト
- ・ 輸送力のリスト
- ・ 避難施設のリスト
- ・ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・ 生活関連等施設等のリスト
- ・ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- ・ 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- ・ 消防機関のリスト
- ・ 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する町との連携の確保

町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への対策

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動支援者支援班（仮称）」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である。（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に情報提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携及び協力の関係を構築しておく。

(5) 学校及び事業所との連携

町は、学校及び大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換、避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、県が作成した「避難実施要領の手引き」に基づき、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

町は、県から救援の一部の事務を当該町において行うこととされた場合及び町が県の行う救援を補助する場合にかんがみ、町の行う救援の活動内容及び県との役割分担等について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整する。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行し、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握及び輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県と連携して、町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握する。

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行うため、県と

連携して、当該町の区域に係る運送経路の情報を把握する。

(3) 孤立対策

町は、孤立地域における避難に関して、県、指定地方公共機関及び他市町村との連携、協力を努める。

5 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

また、県に協力し、住民に対しても、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知すると同時に、避難経路等を表示した案内図、案内標識等を設置し、住民、観光客等に対する周知を図るよう努める。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

町は、町内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の方法について定める。

表 2-10 生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局

法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	防災対策部
	2号	ガス工作物	経済産業省	防災対策部
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	環境生活部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	防災対策部
	6号	放送用無線設備	総務省	防災対策部
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	雇用経済部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	—
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	県土整備部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	防災対策部
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	医療保健部
	3号	火薬類	経済産業省	防災対策部
	4号	高圧ガス	経済産業省	防災対策部

	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	防災対策部
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	—
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	防災対策部
	8号	毒劇薬（医療品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省	医療保健部 農林水産部（動物用医薬品に係るもの。）
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	防災対策部
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	防災対策部
	11号	毒性物質	経済産業省	—

※ 国民保護法施行令第28条に規定されている生活関連等施設は、表中に記載されている物質等を貯蔵している施設等のことである。

（2） 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等においては、当該施設滞在者の確認を徹底するなどの不審者対策及び警察等への定期的巡回依頼、連絡体制の確認等の措置を実施する。

第3章 物資及び資材の備蓄及び整備

町が備蓄及び整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材については、従来の防災のために備えた物資及び資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服、放射線測定装置等の資機材については、国がその整備及び整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄及び調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄、調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄及び整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町、事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 町が管理する施設及び設備の整備、点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

町は、その管理する水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果及び不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存

のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発及び武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置について啓発を行うとともに、必要に応じ研修会、講演会を実施する。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織への協力依頼等により住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校、県立学校において、安全教育、自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民に期待する行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、町は、弾道ミサイル攻撃の場合及び地域においてテロが発生した場合等に住民に期待する行動についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアル等と併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、町は、日本赤十字社、県、消防機関等とともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合及び何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約及び分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について、以下のとおり定める。

1 町緊急事態対策室等の設置及び初動措置

(1) 町緊急事態対策室等の設置

- ① 町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、町としての確かつ迅速に対処するため、本庁に「町緊急事態対策室」を設置するとともに、必要に応じて宮川総合支所に「宮川総合支所緊急事態対策室」を設置する。「町緊急事態対策室」及び「宮川総合支所緊急事態対策室」の参集人員は、町防災計画活動体制の準備体制に準じる。

図 3-1-1 町緊急事態対策室の構成等

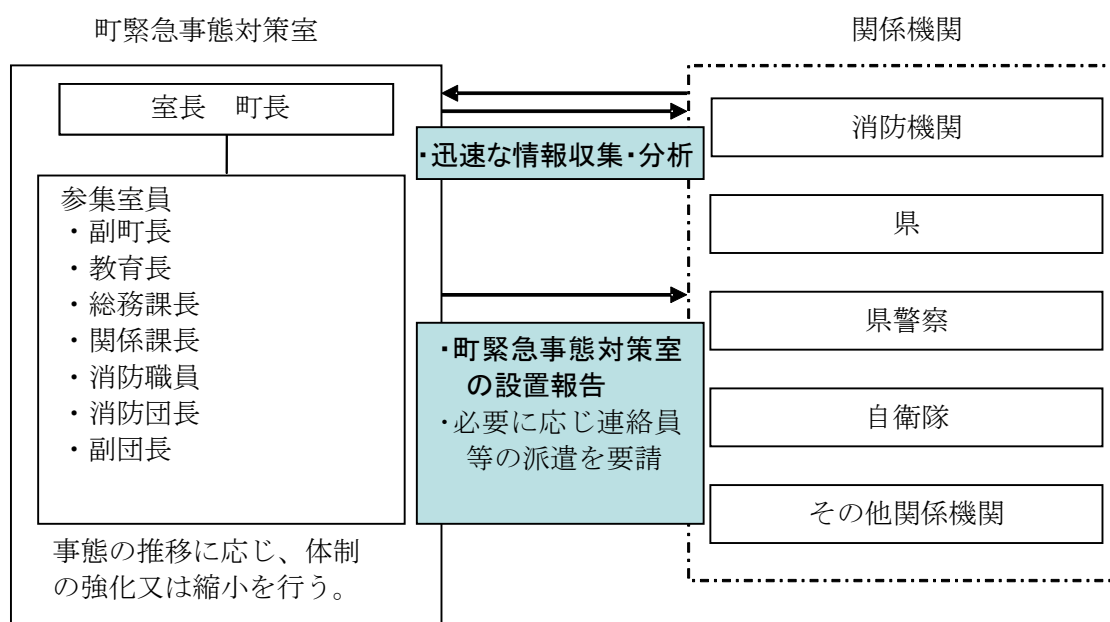
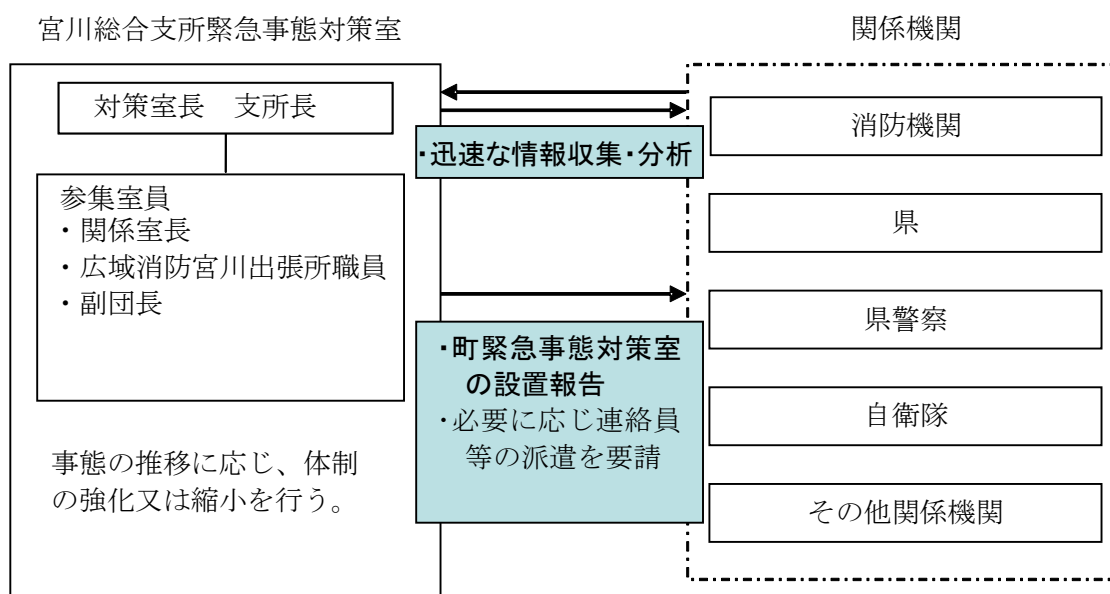


図 3-1-2 宮川総合支所緊急事態対策室の構成等



- ② 町緊急事態対策室、宮川総合支所緊急事態対策室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、対策室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、各対策室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

町は、各対策室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助及び救急の活動状況を踏まえ、必要な応急措置を行う。また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示又は要請を行う。

町は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県及び他の市町等に対し支援を要請する。

2 対策本部への移行に要する調整

(1) 国から町対策本部を設置すべき通知があった場合

各対策室を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、町対策本部を設

置すべき町の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、各対策室は廃止する。

(2) 町地域防災計画に従い事態の対応を行っていた場合

町地域防災計画に従い、災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合は、直ちに町対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

また、町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、改めて法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて警戒態勢の強化等を求める通知及び連絡があった場合、武力攻撃事態等の認定が行われたが当該町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は、各対策室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信及び連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順及び町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置

(1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 町対策本部を設置すべき町の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

② 町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する。なお、事前に各対策室を設置していた場合は、町対策本部に切り替えるものとする。

③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、町対策本部に参集するよう連絡する。

④ 町対策本部の開設

町対策本部担当者は、本庁舎2階会議室に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等町対策本部を本庁舎内に設置できない場合に備え、次に示すとおり町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、町長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

第1位 宮川総合支所庁舎

第2位 川添出張所（大台町健康ふれあい会館・地域福祉センター）

第3位 日進出張所（グリーンプラザおおだい）

また、町の外への避難が必要で、町内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

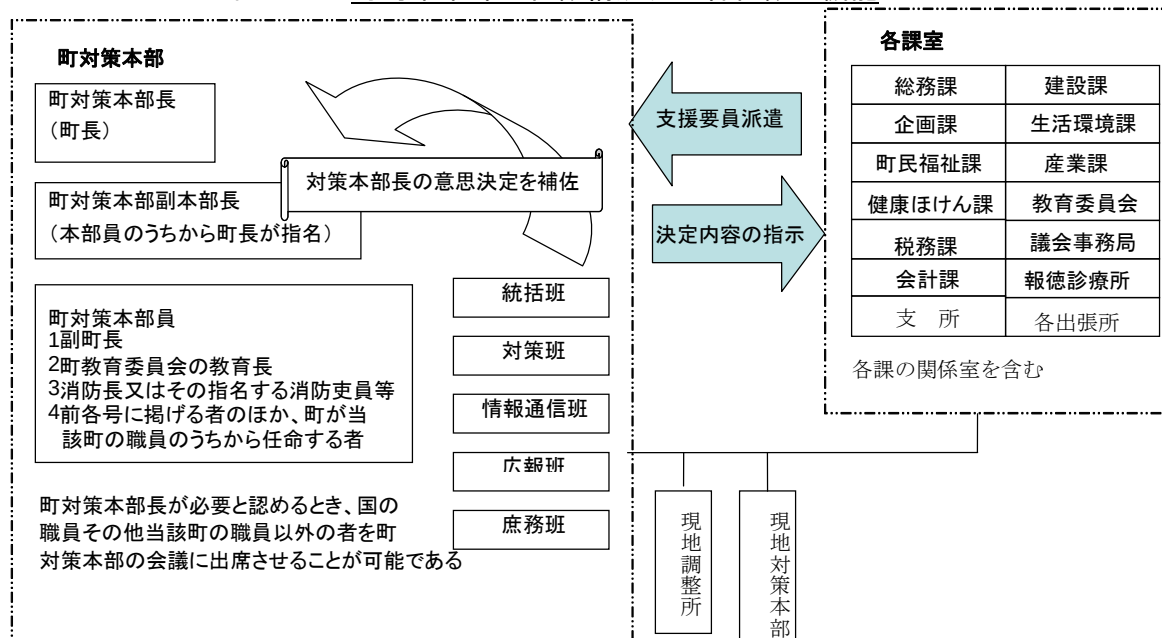
(2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等

町長は、町が町対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

(3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

図 3-2 町対策本部の組織構成及び各組織の機能



※ 町対策本部における決定内容等を踏まえて、各課室において措置を実施するものとする（町対策本部には、各課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

表 3-1 町対策本部の主要な業務

	機 能
統括班	- 町対策本部会議の運営に関する事項 - 情報通信班が収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 - 町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班	- 町が行う国民保護措置に関する調整 - 他の市町に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 - 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班	- 以下の情報に関する国、県、他の市町等関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 - 町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 - 通信回線や通信機器の確保
広報班	被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班	- 町対策本部員や町対策本部職員のローテーション管理 - 町対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項

表 3-2 町の各課室における武力攻撃事態における主要な業務

部局名	平素の業務
総務課 町民室 企画課 会計課	・安否情報の収集体制の整備に関する事 ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事 ・マスコミ情報提供、連絡調整に関する事 ・その他広報に関する事 ・職員の配置とその他人事に関する事 ・公用車の配車に関する事 ・被害状況の調査及び報告に関する事 ・町民の避難誘導に関する事 ・避難施設の設置、運営体制の整備に関する事 ・避難所における生活必需品の調達に関する事 ・水防に関する事
町民福祉課 生活環境課	・死体の安置に関する事 ・死亡獣畜等の処理に関する事
健康ほけん課 町民福祉課	・避難所における生活必需品の調達に関する事 ・救援団体との連携に関する事 ・高齢者、障がい者その他避難行動要支援者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・避難行動要支援者の避難誘導に関する事 ・医師会、医療機関等との調整応援依頼に関する事 ・ボランティアに関する事 ・生活相談援助に関する事 ・保育対策に関する事 ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事
生活環境課	・廃棄物処理に関する事 ・し尿処理に関する事 ・上下水道の復旧に関する事 ・給水対策に関する事
建設課	・道路等の復旧に関する事 ・公共土木の施設の被害調査及び復旧に関する事 ・緊急輸送路の確保に関する事
産業課 産業室	・死亡獣畜等の処理に関する事 ・農地等の復旧に関する事 ・商工業の被害調査に関する事 ・観光施設の被害調査及び復旧に関する事 ・観光客の避難誘導に関する事 ・商工労働施設の被害調査及び復旧に関する事
税務課	・国民保護法に基づく土地、家屋の使用に関する事 ・公的徴収金の減免等に関する事

第3編 武力攻撃事態等への対処

教育委員会	・児童生徒に対する支援体制の整備及び啓発に関する事 ・児童生徒の避難誘導に関する事
議会事務局	・町議会議員との連絡調整に関する事
宮川総合支所 各出張所	・避難所の設置・運営等に関する事
報徳診療所	・安否情報の収集及び提供体制の整備に関する事 ・応急救護に関する事 ・他の病院への応援依頼に関する事 ・松阪医師会等との連絡調整に関する事 ・医療材料の調達及び供給に関する事

(4) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

(5) 町現地対策本部の設置

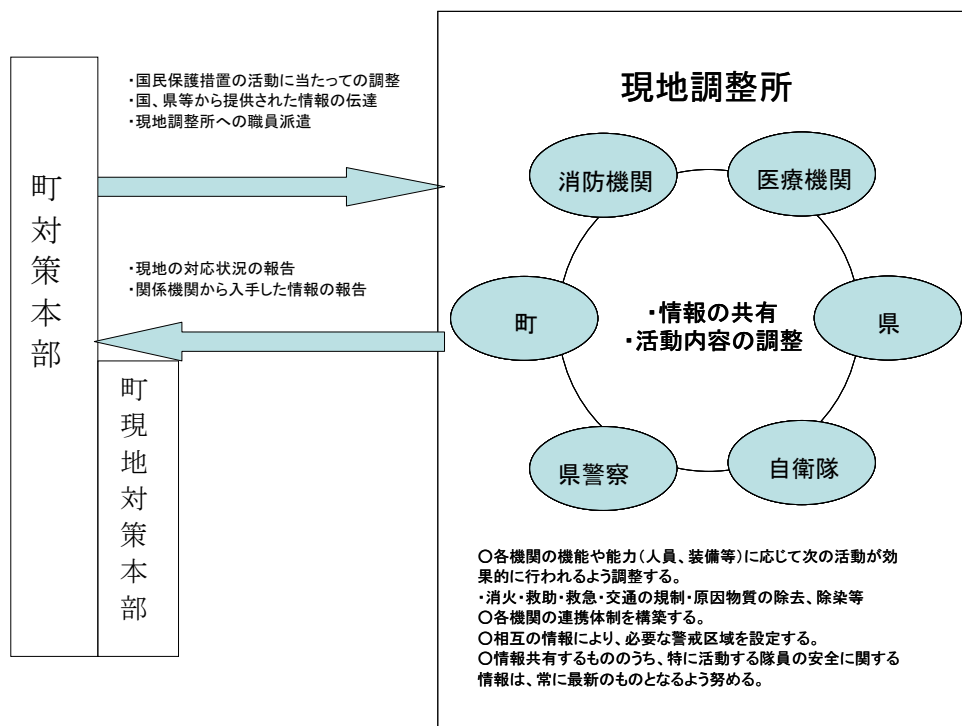
町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長及び町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

図 3-3 現地調整所の組織編成



(7) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、町内における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 町内における国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町内における国民保護措置の実施に関し

総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町内における国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町内における国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、衛星携帯電話、衛星系通信及び地上系通信を併用した防災行政無線、インターネット等の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国及び県の対策本部との連携

(1) 国及び県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国及び県の現地対策本部との連携

町は、国及び県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県及び国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策班本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町は、町内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町は、町内における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由、活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めが

できない場合は、努めて本町を担当区域とする地方協力本部長、陸上自衛隊にあっては本町を担当区域とする中部方面総監、航空自衛隊にあっては本町を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

- ② 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所等において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町長等への応援の要求

- ① 町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
- また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。
- また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 町は、(1)の派遣の要請を行うときは、県を経由して行う。
- ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。
- また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派

遣について、あつせんを求める。

6 町の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

- ① 町は、他の市町から応援の求めがあつた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合及び他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の内容の伝達及び自主防災組織、自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供及び活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録及び派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

8 住民への協力要請及び救援物資の受入れ等

(1) 住民への協力要請

町は、法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援

- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助
- ・ 保健衛生の確保

(2) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県、関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け及び避難所への配送等の体制の整備等を図る。

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の伝達

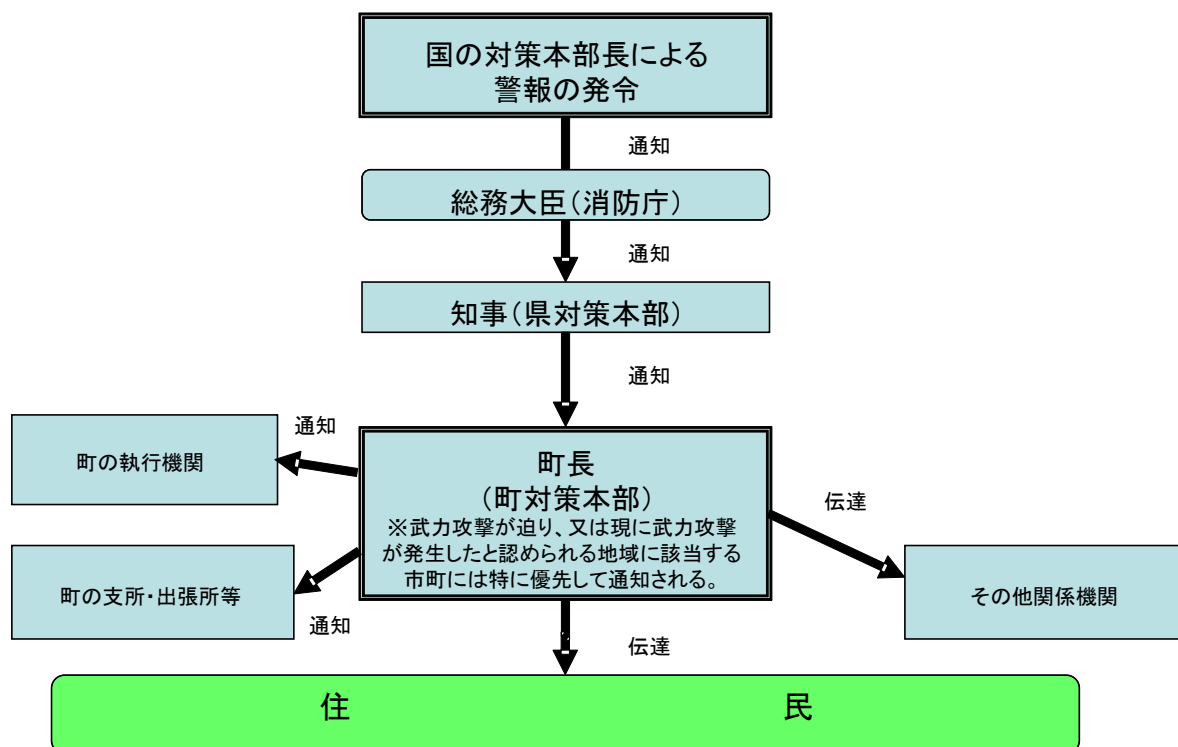
- ① 町は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段及び伝達順位）により、速やかに住民及び関係団体に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の通知

町は、町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、町立診療所、学校、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。

- ① 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、あらゆる方法を通じて警報の内容を周知する。

図 3-4 警報の通知及び伝達の仕組み



2 警報の伝達方法

(1) 警報の伝達

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（E m-net）、全国瞬時警報システム（J-A R E R T）等を活用し、地方公共団体に伝達される。町長は、全国瞬時警報システム（J-A R E R T）と連携している情報伝達手段により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本町が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線などの手段により、周知を図る。

イ なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団及び自主防災組織による伝達並びに自治会等への協力依頼等の防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※全国瞬時警報システム（J-A R E R T）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（E m-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 消防機関等との連携

町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、町長は、消防本部が保有する車両及び装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うよう紀勢地区広域消防組合の管理者に要請する。消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会、避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機及び標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 避難行動要支援者への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の

下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

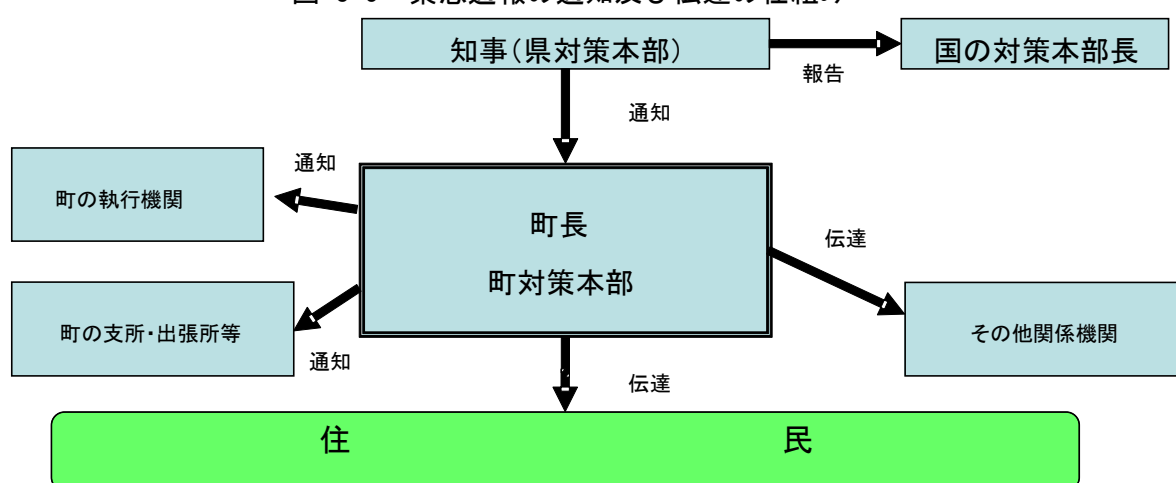
(4) 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととし、その他は警報の発令の場合と同様とする。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民及び関係機関への伝達及び通知方法については、原則として警報の伝達及び通知方法と同様とする。

図 3-5 緊急通報の通知及び伝達の仕組み



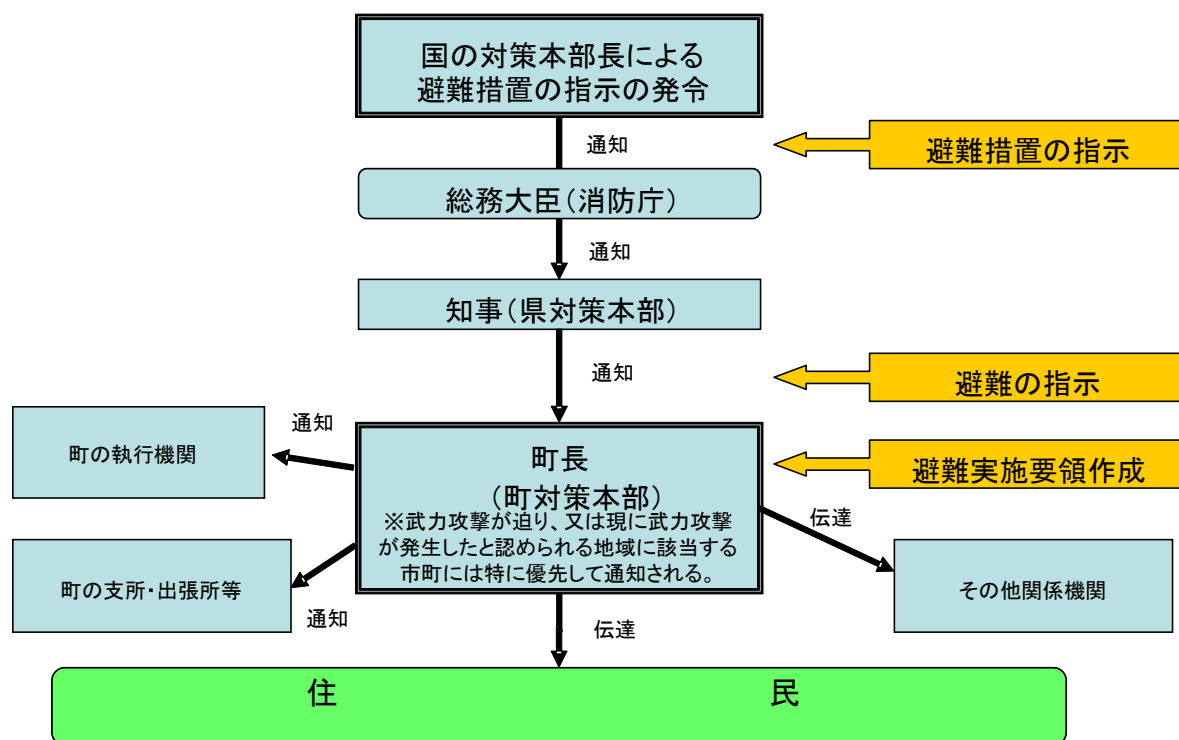
第2 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知及び伝達並びに避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知及び伝達

- ① 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報及び現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

図 3-6 避難の指示の流れ



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに県が作成した「避難実施要領の手引き」に基づき、あらかじめ作成した避難実施要領（平成23年2月作成）のパターンの中から、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知及び伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握
(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定
(避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整
(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置
(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整
(現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

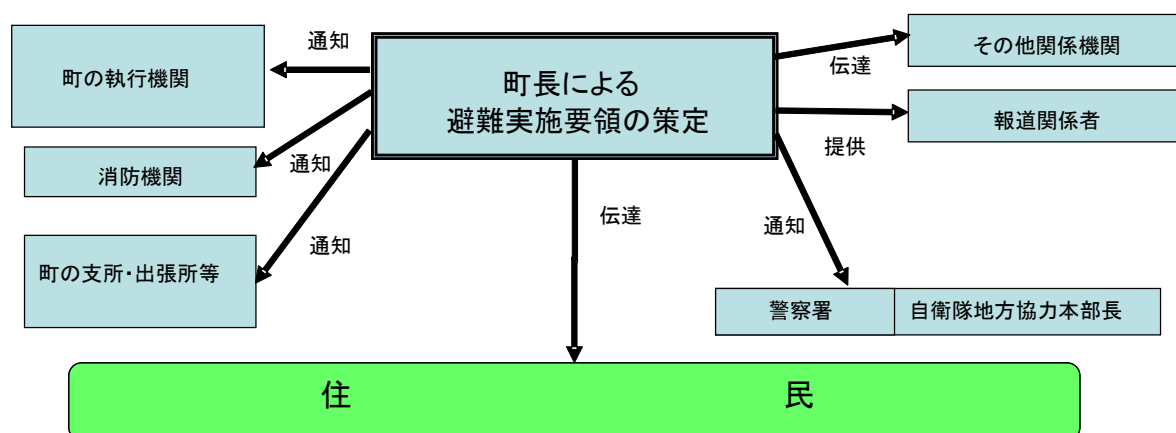
(3) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、消防長、消防統括団長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長、その他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

図 3-7 町長から関係機関への避難実施要領の通知及び伝達



3 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。町長は、避難実施要領で定めるところにより、紀勢地区広域消防組合の管理者に消防長を指揮し、避難住民を誘導するよう要請する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所、要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

町長は、消防本部及び消防署が、消火活動並びに救助及び救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うよう紀勢地区広域消防組合の管理者に要請する。

消防団は、消火活動並びに救助及び救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認及び要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模及び状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織及び自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施及び情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給及び医療の提供その他の便宜を図る。

また、町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

町長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡及び運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民の誘導、情報の提供及び関係機関との調整等の必要な措置を講じる。

(14) 大規模集客施設等における避難

町は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

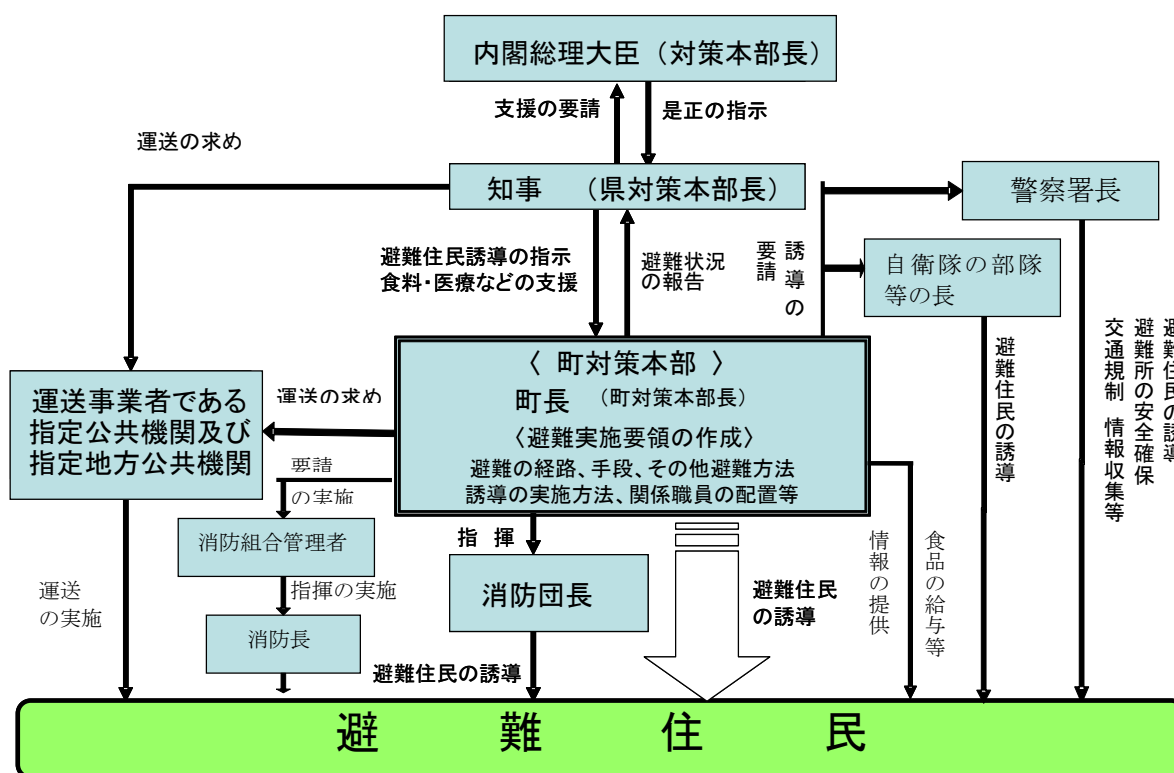
(15) 弾道ミサイル攻撃における避難

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる)

※弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは、極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国または国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な措置をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。

図 3-8 避難住民の誘導



第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

町長は、知事から実施すべき救援の措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」平成25年内閣府告示229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性及び必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、学校等からの情報収集及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

さらに、避難行動要支援者が滞在している施設における安否情報の収集に努める。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、大規模事業所その他関係機関等に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報及び必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記録した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭及び電話などでの報告を行う。

表 3-3 安否情報報告書(再掲)

様式第3号(第2条関係)

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名:

担当者名

[illegible]

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況を」記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭は希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号並びにメールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として、町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合及び照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭、電話、電子メール等での照会も受け付ける。

年

月

日

総務大臣
(都道府県知事) 殿
(市町長)

申請者
住所(居所)
氏名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備考		

(2) 安否情報の回答

- ① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者並びに回答の相手の氏名及び連絡先等を把握する。

表 3-4 安否情報回答書

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿 総務大臣 (都道府県知事) (市町長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記の通り回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	住 所	
	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(3) 個人の情報の保護への配慮

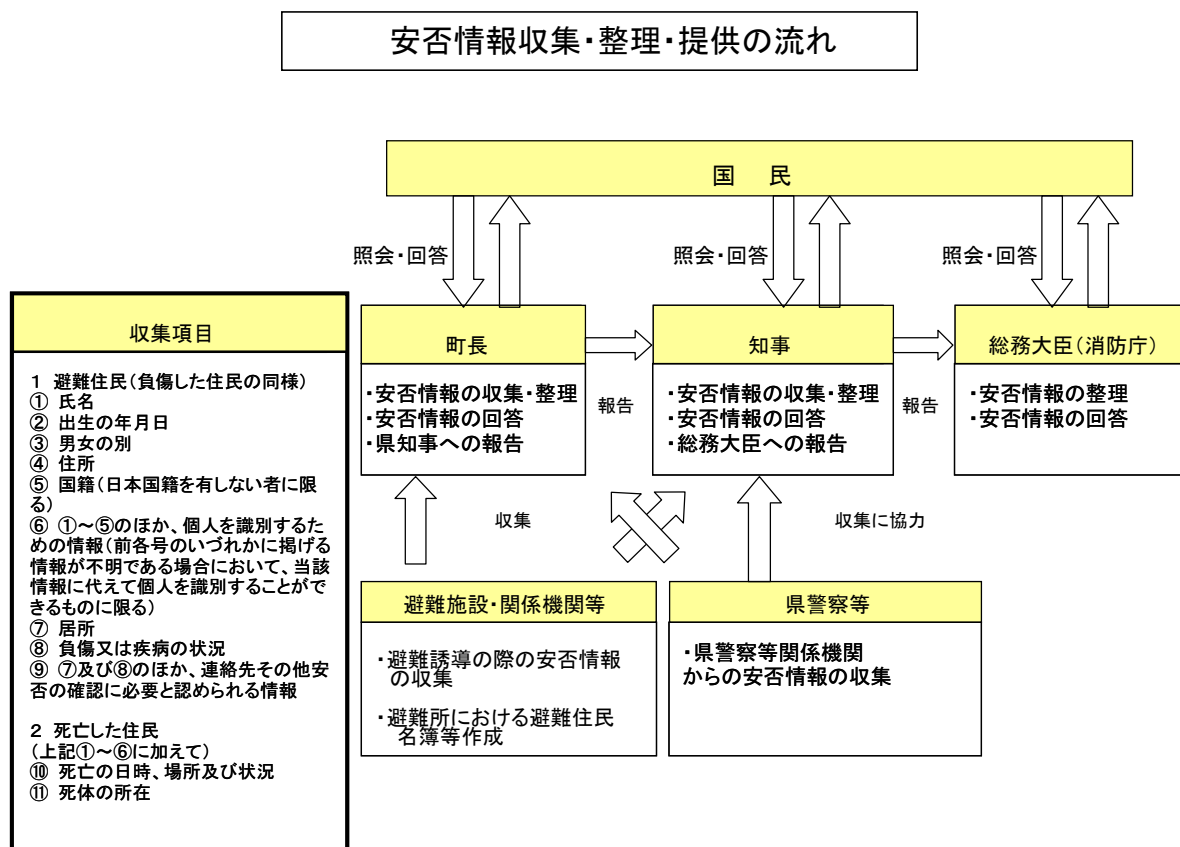
- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社三重県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

図 3-9 安否情報収集・整理・提供の流れ



第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応及び活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国、県等の関係機関と協力して、町内における武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合及び、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員及び特殊な装備等が必要となる場合等、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供及び防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

消防吏員、警察官等は、武力攻撃に伴って発生する火災、堤防の決壊、毒素等による動物の大量死及び不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報するものとする。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示及び警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

また、関係機関により、既に現地調整所が設置されている場合には、職員を早急に派遣する。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 町長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報並びに町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 町の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供及び現地調整所等における関係機関の

助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見及び装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報及び周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

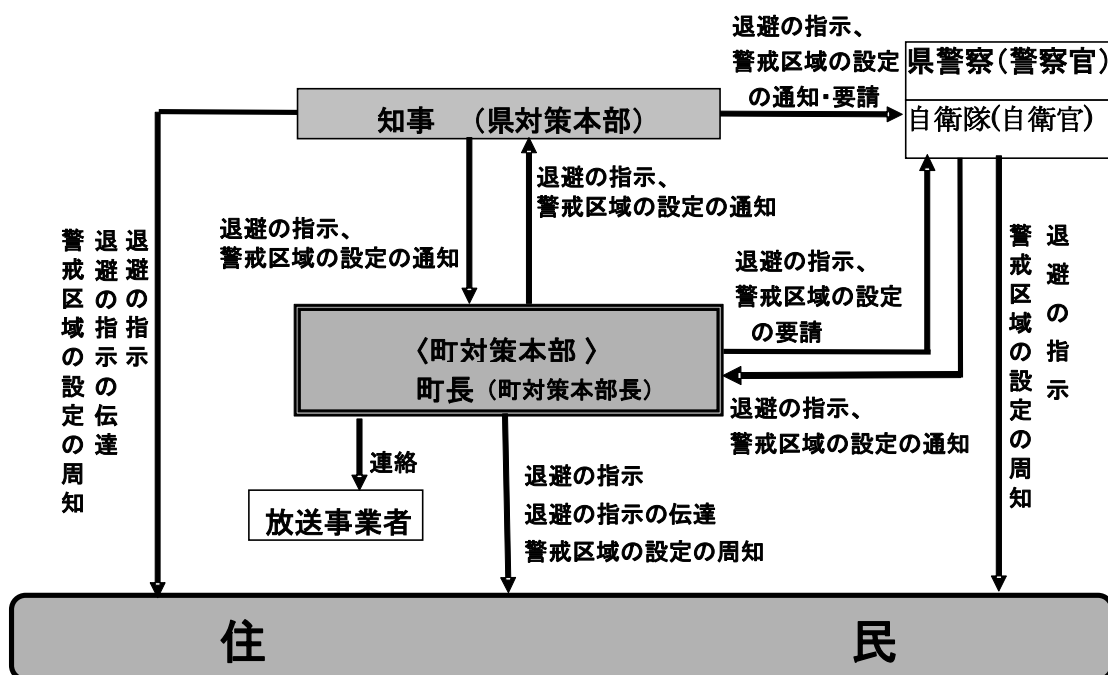
- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 町長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

図 3-10 退避の指示及び警戒区域の設定に関する措置の流れ



3 応急公用負担等

(1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地及び建物その他の工作物の一時使用又は土石及び竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、被害情報等の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

町長は、消防機関が、その施設及び人員を活用して、法のほか、消防組織法及び消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動並びに救助及び救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除及び軽減するよう、消防機関と緊密に連携する。

この場合において、町長は、消防本部及び消防署が、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うよう紀勢地区広域消防組合の管理者に要請するとともに、消防団は、団長の指揮下で、消防団が保有する装備、資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊等

助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動並びに救助及び救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整及び指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供及びトリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(7) 安全の確保

- ① 町長は、消火活動並びに救助及び救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② 町長は、必要により現地に職員を派遣し、現地調整所において、消防機関、県警察、自衛隊等の各機関との情報の共有及び連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ④ 町長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防団員、水防団員等に対し、特殊標章等を交付し、着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設等の特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国及び県その他の関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合において、町内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報及び各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

町長は、消防機関が、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣等、可能な限り必要な支援を行うよう緊密な連携を図る。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、町長は、必要に応じ、県警察及び消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

なお、一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、町は、他の構成市町及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物に関する措置命令

消防事務を紀勢地区広域消防組合が共同で処理をしていることから、紀勢地区広域消防組合の管理者は、危険物に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のために必要となる、次の措置を講ずべきことを命ずることとされている。

なお、町長は、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

【措置1】危険物の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3）

【措置2】危険物の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

【措置3】危険物の所在場所の変更又はその廃棄（法第103条第3項第3号）

表 3-5 危険物質等について紀勢地区広域消防組合の管理者が命ずることができる対象及び措置

物質の種類と対象範囲を示す法律	措置命令者	措 置		
		措置 1	措置 2	措置 3
危険物 【消防法】	消防組合の 管理者	第 12 条の 3	○	○
備考 (注1) ○は法第 103 条第 3 項の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。 (注2) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第八号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。				

(2) 警備の強化及び危険物の管理状況報告

紀勢地区広域消防組合の管理者は、危険物の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めることとされている。また、紀勢地区広域消防組合の管理者は、(1)の措置 1 から措置 3 の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物の取扱者から危険物の管理の状況について報告を求めることとされている。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

町は、武力攻撃原子力災害への対処等については、周囲への影響にかんがみ必要な措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

町は、近隣府県の原子力災害特別措置法に規定される原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合及び県内又は近接する他府県を通過中の核燃料物質輸送車両が武力攻撃等により被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出される事態が発生した場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 町長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。
- ② 町長は、消防機関等からの連絡により、放射線物質等の放出又は放出の恐れがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。
- ③ 町長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ④ 町長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(2) 住民の避難誘導

- ① 町長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- ② 町長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待つかとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、避難を指示し、その旨を知事に通知する。

(3) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 町は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 町は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(4) 国への措置命令の要請等

町長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、町長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(5) 安定ヨウ素剤の服用

町長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、原子力災害対策指針等を参考に措置を講ずる。

(6) 職員の安全の確保

町長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

(7) モニタリングの実施

町のモニタリングの実施については、状況に応じ、原子力災害対策指針及び同補足参考資料等を参考に措置を講ずる。

(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

町長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、原子力災害対策指針等を参考に措置を講ずる。

(9) 飲食物の摂取制限等

町長は、必要に応じ飲食物の摂取制限等の措置については、原子力災害対策指針等を参考に措置を講ずる。

2 N B C 攻撃による災害への対処

町は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏ま

えた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

町長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備、資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定及び被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町長は、NBC攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、県、医療関係機関等から被害に関する情報、関係機関の有する専門的知見及び対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材、応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を、県に直ちに報告する。

② 生物剤による攻撃の場合

町は、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

町は、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 町長及び紀勢地区広域消防組合の管理者若しくは長の権限

町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実

施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

また、消防事務を紀勢地区広域消防組合で共同処理していることから、紀勢地区広域消防組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力があつたときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使することとされている。

表 3-6 町長及び紀勢地区広域消防組合の管理者の権限（法第 108 条）

	対象物件等	措置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3 号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5 号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6 号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

町長は、上記表中の第 1 号から第 4 号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- ・ 当該措置を講ずる旨
- ・ 当該措置を講ずる理由
- ・ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
- ・ 当該措置を講ずる時期
- ・ 当該措置の内容

また、紀勢地区広域消防組合の管理者は、上記表中の第 1 号から第 6 号までに掲げる権限を行使するときは、町長と同様の手続きをすることとされている。

(6) スクリーニング及び除染の実施

町は、住民に放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が生じた場合に備え、スクリーニング

及び除染等の対応可能な施設等との協力体制を検討し、被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、県と連携し、スクリーニング及び除染を行う。

(7) 要員の安全の確保

町長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所及び県から積極的に収集し、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第5 大規模集客施設等における武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処に対する基本的考え方

(1) 関係機関との連携

町は、平素から大規模集客施設等における武力攻撃災害に対し的確かつ迅速に対応できるよう、国、県、大規模集客施設等、その他関係機関等との連携体制を整備する。

(2) 観光客等の生命、身体又は財産の保護

町は、国、県、大規模集客施設等、その他関係機関等とともに、大規模集客施設等における武力攻撃災害の発生及び拡大の防止等に関する総合的な施策の推進を図り、災害から観光客等の生命、身体又は財産の保護に努める。

2 平素からの備え

(1) 連携体制の整備

町は、第2編第1章第4節第2項に掲げるところに従い、平素から大規模集客施設等における武力攻撃災害に対し的確かつ迅速に対応できるよう、県と役割を分担し、警報の伝達を行う町内の大規模集客施設等の所在地、規模等を把握し、連携の確保に努める。

(2) 大規模集客施設等におけるマニュアル等の作成、訓練等の実施

- ① 大規模集客施設等の管理者が、武力攻撃事態の発生時における職員の初動対応、指揮命令系統、施設利用者の救助、避難誘導等を定めたマニュアル等を作成する場合には、町は、県と連携して必要な助言等を行う。
- ② 大規模集客施設等の管理者が、武力攻撃時に施設利用者の安全を確保するため、県警察、消防等の関係機関と連携して、国民保護措置に関する訓練を定期的に実施する場合には、町は、県と連携して必要な支援を行う。

(3) 観光客、外国人等に対する配慮

- ① 町は、大規模集客施設等の管理者に対して、施設内の避難経路を示す掲示板、標識等を簡明、かつ効果的にすると共に、多言語化を図るよう要請する。
- ② 町は、広域避難場所及び避難路の標識等を簡明、かつ効果的にすると共に、多言語化に努めることとする。

3 武力攻撃災害への対処

(1) 警報又は緊急通報の伝達

町は、大規模集客施設等の規模、管理の主体等に基づき事前に県と分担した結果を基に、大規模集客施設等の管理者に対し、第2編第1章第4節第2項に掲げるところに従い、警報又は緊急通報を速やかに伝達する。

(2) 災害発生連絡又は報告

大規模集客施設等の管理者は、当該大規模集客施設等において、武力攻撃災害の発生の通報を受け、又は自ら発見した時は、直ちに町又は県に通報するものとする。

(3) 大規模集客施設等におけるマニュアル等に準じた措置

大規模集客施設等の管理者は、武力攻撃災害が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合において、マニュアルを定めた場合には、当該マニュアル等に準拠し、滞在者の安全の確保に留意するものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- ① 町は、電話及び町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要並びに人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 町は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 町は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ④ 町は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

表 3-9 被災情報の報告様式（再掲）

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
大 台 町

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 大台町 番地

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

地区名等	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

地区名等	年月日	性別	年齢	概 況

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、町地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化及び病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

② 町は、町地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき南勢志摩ブロック又は県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 町は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

町は、町地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

- ① 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰、買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに町税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等公共施設の管理者として、町は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 特殊標章等

① 特殊標章

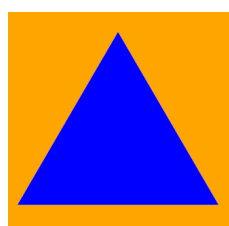
第一追加議定書第 66 条 3 に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

② 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

③ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に
青の正三角形）

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue _____		証明書番号/No. of card _____
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: _____		
電燈型/Fluorescence _____		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		

印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格 A7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

（身分証明書のひな形）

(2) 特殊標章等の交付及び管理

町長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当））通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 町長

- ・ 町の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 水防管理者

- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員及び資機材の提供並びに技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 町が管理するライフライン施設の応急の復旧

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 町が管理する輸送施設の応急の復旧

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携し、実施する。

(2) 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態においては、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、町は、緊急対処事態対策本部の設置及び緊急対処保護措置の実施等の緊急対処事態への対処について、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態において、国の対策本部長は攻撃による被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知及び伝達の対象となる地域の範囲を決定することとされていることを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、その内容を、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。